

平成22年6月28日

低入札価格調査を経て契約をした場合における
取扱い等について

京都市上下水道局では、公共工事における適正価格での契約の推進と一層の品質の確保のため、本年7月1日から下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 低入札価格調査（※1）を経て契約をした場合の対応（7月1日公告分から実施）

（1）前払金の引下げ

前払金を契約金額の4割から2割に引き下げます。

（2）契約保証金の引上げ

契約保証金を契約金額の1割から3割に引き上げます。

（3）中間前金払制度の適用除外

中間前金払制度（※2）を適用しないこととします。

2 低入札価格調査における不適格事例等の公表

低入札価格調査を円滑に進めるとともに、制度の透明性を向上させるため、提出資料の一覧と提出に当たっての留意事項、更には契約の相手方として不適格（失格）とみなす事例を取りまとめ、ホームページ等で公表します。

※1 低入札価格調査とは

あらかじめ設定した調査基準価格（低入札調査基準価格）を最低入札金額が下回った場合に、その入札者が適正に履行できるかどうかを判断するための調査
この調査に基づき、その入札者を落札者とするかどうかを判断する。

※2 中間前金払制度とは

既に前払金を支出した工事について、工期の半ばで当該工事の出来高が50%以上等の一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負金額の2割を追加して支払う前金払制度